

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 亀山市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
14,561	513	736	15,811

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	23,621	21,639	1,982	1,483	1,163	20,353	
一般会計等	23,621	21,639	1,982	1,483		20,353	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	3,924	3,813	112	112	390	-	-	
老人保健事業特別会計	7	7	0	0	1	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	721	689	32	32	411	-	-	
農業集落排水事業特別会計	447	440	7	7	245	2,994	2,863	
公共下水道事業特別会計	1,582	1,568	14	12	265	7,812	5,281	
水道事業会計	1,036	1,006	30	951	17	3,000	3	法適用企業
工業用水道事業会計	67	56	11	174	-	523	-	法適用企業
病院事業会計	1,481	1,553	△72	1,518	308	576	425	法適用企業
国民宿舎事業会計	128	145	△17	154	-	-	-	法適用企業
公営企業会計等 計				2,960		14,905	8,572	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
三重県自治会館組合 (うち一般会計)	165	152	13	2	4	-	-	
(うちデジタル地図特別会計)	28	24	4	4	-	-	-	
(うち物品特別会計)	26	23	3	3	-	-	-	
鈴鹿亀山地区広域連合 (うち一般会計)	82	82	0	0	-	-	-	
(うち介護保健事業特別会計)	11,850	11,817	33	33	-	-	-	
三重地方税管理回収機構	312	169	143	143	-	-	-	
三重県後期高齢者医療広域連合 (うち一般会計)	190	186	5	5	13	-	-	
(うち後期高齢者医療特別会計)	161,970	159,131	2,839	2,839	1,106	-	-	
三河鈴鹿農業共済事務組合	473	481	△7	518	-	-	-	法適用企業
一部事務組合等 計				3,547		-	-	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
亀山市地域社会振興会	67	267	30	78	-	-	-	-	
亀山市土地開発公社	△15	392	6	-	350	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			36	78	350				

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には「経常正味財産増減額」を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,367	3,944	△423
減債基金	285	1,432	1,147
その他充当可能基金	2,928	3,266	338
充当可能基金 計	7,580	8,642	1,062

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.13	9.38	1.25	△ 12.72	△ 20.00	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
連結実質赤字比率	26.26	28.10	1.84	△ 17.72	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	4.2	3.3	△ 0.9	25.0	35.0	水道事業会計	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	350.0		工業用水道事業会計	—	—	—
財政力指数	1.33	1.39	0.06			病院事業会計	—	—	—
経常収支比率	69.8	76.4	6.6			国民宿舎事業会計	—	—	—

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。